札幌市告示第２５２８号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和７年（２０２５年）６月１３日

札幌市長　秋元克広

記

１　契約担当部局

〒０６０－８６１１

札幌市中央区北１条西２丁目　市役所本庁舎２階

札幌市財政局税政部税制課税制係

電　　　話　　０１１－２１１－２２８２

メールアドレス　ky-zeisei-z@city.sapporo.jp

２　入札に付する事項

1. 役務の名称　　札幌市中央市税事務所サイン等改修業務
2. 調達案件の仕様等　　入札説明書による

履行期間　　契約を締結する日から令和７年７月２１日まで

1. 入札方法　　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されていること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

４　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記１に同じ。

⑵　入札説明書の交付方法

上記１の場所にて交付するほか、下記ＵＲＬからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou-kobo.html

　⑶　入札書の提出方法

郵送又は直接持ち込みにより提出すること。

⑷　入札書の受領期限

令和７年６月２０日（金）午後５時１５分（必着）

⑸　開札の日時及び場所

令和７年６月２３日（月）午前１１時００分

札幌市役所本庁舎２階税政部税制課（札幌市中央区北１条西２丁目　市役所本庁舎２階）

５　入札手続等

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　　免除（札幌市契約規則第６条第３号による。）

⑶　契約保証金　　納付

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑷　入札の無効

ア　本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第１３条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

ウ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第１３条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書及び本告示に示した物品を納入できることを証明する書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

⑺　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記３に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑻　詳細は入札説明書による。